

○国土交通省告示第四百七十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年四月十六日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 高速自動車国道東九州自動車道新設工事（鹿児島県曾於市大隅町岩川字鳥居川地内から同市大隅町岩川字中之迫地内及び同市大隅町岩川字狩俣地内から同市大隅町中之内字唐尾谷地内まで）並びにこれに伴う県道、市道、農業用道路及び農業用水路付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 鹿児島県曾於市大隅町岩川字鳥居川、字前段、字チシャノ木、字一里迫、字両頭段、字崩下、字大坪、字栗下、字埋ヶ迫、字柿木段、字中之迫、字狩俣、字屋敷段及び字柿木ヶ渡、大隅町大谷字請口及び字仮谷並びに大隅町中之内字八木塚段、字下山ノ田、字稲干段、字野鹿倉、字宇都ノ谷、字後迫、字山神、字鳶ヶ尾、字鳶ノ尾、字西原、字堤ノ迫、字西原段、字荒神ノ迫、字手牧ノ窪及び字唐尾谷地内
- 2 使用の部分 鹿児島県曾於市大隅町岩川字鳥居川及び字柿木ヶ渡並びに大隅町中之内字八木塚段、字下山ノ田、字稲干段及び字宇都ノ谷地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、鹿児島県曾於市大隅町岩川字鳥居川地内から同市末吉町深川字硝ヶ谷南ノ上地内までの延長11.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道東九州自動車道新設工事（大隅インターチェンジ（仮称）から末吉財部インターチェンジまで）並びにこれに伴う県道、市道、農業用道路及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道東九州自動車道新設工事（大隅インターチェンジ（仮称）から末吉財部インターチェンジまで）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に規定する高速自動車国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される県道及び市道の従来機能を維持するための付替工事は、それぞれ同条第3号の都道府県道及び同条第4号の市町村道

に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行により遮断される農業用道路及び農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路及び用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第6条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

高速自動車国道東九州自動車道（以下「本路線」という。）は、北九州市を起点として、大分市、宮崎市等を経由し、鹿児島市に至る延長約436kmの路線であり、東九州地域の主要都市間を結ぶとともに、九州縦貫自動車道等との連絡により九州地域における広域的な連携を図り、九州地域内外の連携の強化及び交流の拡大により、地域産業及び地域経済の活性化、沿線諸都市の発展に資することを目的とするものである。

本路線が通過する鹿児島県大隅地域（以下「本地域」という。）では、全国一の生産量を誇るさつまいもや、全国一の飼養頭羽数である豚、ブロイラーをはじめとする各種の農畜産物が生産され、九州各地はもとより関西、中京及び関東方面等に多く出荷されており、鹿児島県の農業及び経済の発展に重要な役割を担っている。しかしながら、こうした農畜産物の輸送は自動車交通によるところが大きい中で、本地域においては、九州地域内外の主要都市への移動に多大な時間を要していることから、自動車交通の高速化及び定時性の確保が強く求められているところであり、高速交通ネットワークの構築が重要な課題となっている。

また、本路線のうち本件区間周辺の主要な幹線道路である一般国道269号及び主要地方道志布志福山線等（以下「現国道等」という。）では、本地域から出荷される農畜産物を運搬する物流等による通過交通と地域住民の日常的な生活の利用による地域内交通とがふくそうしており、円滑な交通が阻害されている状況にある。

本件事業の完成により、本地域が県都鹿児島市や鹿児島空港と高速自動車国道等で結ばれるとともに、本路線等を介して九州縦貫自動車道鹿児島線と接続することにより、福岡市をはじめとする九州地域内外の主要都市との間で広域的な高速交通ネットワークが形成されることから、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上することとなる。これによって、本地域で生産される農畜産物等の輸送時間が短縮されることから、市場圏の拡大及び価値の向上がもたらされ、

地域産業及び地域経済の活性化に寄与することとなる。また、現国道等が現在有している主要幹線道路としての機能を本路線が補完及び代替することから、現国道等の円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、都市計画手続において、都市計画決定権者である鹿児島県知事が平成8年10月に環境影響評価を実施したところ、騒音、振動及び大気質等いずれの項目も環境基準等を満足するものと評価されている。また、本件事業認定の申請にあたり、起業者は、計画交通量等の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、平成18年6月及び同年12月に上記環境影響評価の照査を実施したところ、上記の環境影響評価結果と同様、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査によると、本件区間内の土地においては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地においては、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が12箇所存在するが、起業者は鹿児島県教育委員会との協議により、その保護に十分留意して事業を進めることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本地域と鹿児島市や福岡市をはじめとする九州地域内外の主要都市との間における高速交通ネットワークの形成を通じた自動車交通の高速化及び定時性の確保等を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第2級の規格に基づく4車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成8年11月22日に都市計画決定され、平成17年12月9日に変更決定されており、事業計画の内容は、当該都市計画と整合しているものである。

さらに、本件事業の施行に伴う県道、市道、農業用道路及び農業用水路の付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較

衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本地域においては、自動車交通の高速化及び定時性の確保のため、高速交通ネットワークを早期に整備する必要があるとともに、できるだけ早期に現国道等における自動車交通のふくそうを緩和する必要があると認められる。

また、鹿屋市長を会長とする東九州自動車道鹿児島・宮崎建設促進期成会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 鹿児島県曾於市役所